

「令和８年度南相馬市フードドライブ」実施要領

令和８年１０月１日
市民生活部生活環境課

1 目的

南相馬市においてフードドライブ活動を実施することにより、南相馬市内の食品ロス削減やごみの減量を促進するとともに、広くフードドライブ活動の啓発を図る。

※フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動です。

2 概要

南相馬市民や南相馬市役所に勤務する職員から食品の寄付を募り、集まった食品を生活困窮者等を支援している団体に提供する。

3 実施細目

(1) 実施主体

南相馬市

(2) 食品の提供先

社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会（南相馬市原町区小川町３２２－１）

(3) 募集対象者

南相馬市民及び南相馬市役所に勤務する職員

(4) 受付日時

ア 南相馬市役所本庁舎 小高区役所 鹿島区役所（市民・事業所・職員向け）
令和８年１０月１３日（火）～２０日（火）（土日祝日は除く）
９：００～１７：００

イ 南相馬市役所本庁舎 小高区役所 鹿島区役所（市民・事業所・職員向け）
令和８年１２月８日（火）～１５日（火）（土日祝日は除く）
９：００～１７：００

(5) 受付場所

南相馬市役所本庁舎一階 市民課ホール
小高区役所一階 市民ギャラリー
鹿島区役所一階 市民総合サービス課ホール

(6) 受付方法

受け付けた食品は分類してコンテナボックスに収納する。

(7) 人員体制

無人対応

(8) 募集品目

ア 米(白米、玄米)、乾麺、パックご飯

イ 保存食品(缶詰、インスタント食品、レトルト食品、アルファ米等)

ウ 飲料(アルコール類、栄養補助飲料を除く)

エ お菓子

(9) 注意事項

ア 新品未開封のもの

イ 破損で中身が出ていないもの

ウ 賞味期限・消費期限が明記され、かつ賞味期限が最低3か月以上のもの
(米、玄米は通常賞味期限が設定されていないので例外)

エ 常温で保存可能なもの